

丹波市中心市街地活性化協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「丹波市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を兵庫県丹波市柏原町柏原に置く。

(目的)

第3条 中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定により丹波市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施について協議し、歴史性豊かな城下町柏原の将来像を見据えるとともに、様々な主体が参画するまちづくり活動において関係者相互の情報共有を行い、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進を調整することで、丹波市における社会経済の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(公表の方法)

第4条 協議会の公表は、丹波市広報への掲載の他、株式会社まちづくり柏原等のホームページに掲示することによりこれを行う。

(所管事項)

第5条 協議会は、丹波市中心市街地活性化に必要な次の事項について検討および審議する。

- (1) 丹波市中心市街地活性化の内容に関すること
- (2) 丹波市中心市街地活性化の進行管理に関すること
- (3) 丹波市中心市街地活性化に基づく事業計画およびその実施に関すること
- (4) その他丹波市中心市街地の活性化に関すること

第2章 構成員

(構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 株式会社まちづくり柏原（法第15条第1項第1号ロ）
- (2) 柏原町商工会（法第15条第1項第2号イ）
- (3) 丹波市（法第15条第4項第3号）
- (4) 法第15条第4項の規定に該当するもの
- (5) その他丹波市内において中心市街地の活性化に関する活動・事業を行なうもので、

協議会の目的に賛同したもの

(入会と退会)

第7条 入会と退会については以下のように定める。

- (1) 会員として入会しようとする者は、その旨を会長に申出、役員会の承認を受けなければならない。
- (2) 会員は協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第8条 役員は、総会で選任し、20人以内をもって構成する。

- 2 役員は、協議会において会員の中から選任する。

(任期)

第9条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(会長および副会長)

第11条 協議会に、会長および副会長を置く。

- 2 会長は、会員の中から互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会員の中から会長が選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(顧問)

第10条 協議会及び会議等の運営について助言を得るため、専門家等の顧問をおくことができる。

第4章 会議

(総会)

第11条 総会は、年1回以上開催し、活動報告および収支決算、活動計画および収支予算、規約の改正、役員を選出その他役員が必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(役員会)

第13条 役員会は、適宜開催し、活動方針と活動計画を策定するとともに、毎年度の活

動報告について審議する。

- 2 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 役員会は、役員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 役員会の議事は、役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 役員会はその下にワーキング会議およびプロジェクト会議を設置し、開催することができる。ワーキング会議およびプロジェクト会議の運営に関する事項は必要に応じ別途定める。

(関係者の出席)

第12条 協議会は、必要があると認める時は、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

第5章 会計

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第14条 会費は、必要に応じ別途定める。

(収入・支出)

第15条 協議会の収入は、会費、寄附金、補助金、調査研究等受託収入等による。

- 2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費、委託費その他運営に要する費用とする。

第6章 事務局

(庶務)

第16条 協議会に関する事務は、株式会社まちづくり柏原および柏原町商工会において行う。

附 則

- 1 この規約は、平成18年12月25日から施行する。
- 2 その他必要な事項については、協議会で別途定める。